

議第105号

山形県公安委員会委員の任命について

次の者を山形県公安委員会委員に任命することについて、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により、同意する。

吉 田 眞 一 郎

提 案 理 由

山形県公安委員会委員吉田眞一郎は、令和2年7月9日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県公安委員会委員に任命するため提案するものである。